

東海村農業公社（仮称）設立基本構想策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 農業公社（仮称）設立基本構想（以下「設立基本構想」という。）を策定するため、東海村農業公社（仮称）設立基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、村長に報告するものとする。

- （1） 設立基本構想の策定に関すること。
- （2） その他設立基本構想の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 農業団体の職員 4人以内
- （2） 農業関係者 8人以内
- （3） 商工関係者
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） 東海村副村長
- （6） 東海村建設農政部長
- （7） 東海村農業委員会事務局長
- （8） その他村長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から設立基本構想が策定された日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農業政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。